

住民税の申告 所得税の確定申告はお早目に

二月十六日～三月十五日まで

一年の総決算ともいえる確定申告の季節となりました。例年のこととはいえ、申告期限際にあわてたりしないよう早めの準備が大切です。

所得税の確定申告は二月十六日～三月十五日、贈与税の申告は二月一日～三月十五日です。

三月十日すぎになりますと、税務署の窓口は大変混雑し、ゆつくりと相談できないばかりか、長時間待つことにもなります。

申告と相談は、できるだけ早めに済ませましょう。

サラリーマンでも確定申告を

しなければならぬ場合や、しなくてはならない場合があります。

しなくてはならない場合

- ① 給料・賞与の総額が一千万円を超えるとき
- ② 二カ所以上から給与をもらったとき
- ③ 給与以外の所得が二十万円を超えるとき(但し、住民税の申告は二十万円以下でも申告してください)

した方が得な場合

- ① マイホームを取得したとき
 - ② 火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき
 - ③ 病気や出産などで多額の医療費を支払ったとき
 - ④ 会社などを年の途中でやめて再就職していないとき
- 詳しくは、銚子税務署が税務課にお問い合わせください。

銚子税務署

税 務 課
Tel 0479-21571

④
Tel 1211
(有) 205101

還付申告は

二月十五日以前でも

還付を受けるための申告書(給与一カ所の方で医療控除などで還付を受けられる場合は還付用申告書があります)は、二月十五日以前でも受け付けています。

申告相談

税務課による申告相談は、三月一日(木)から十五日まで役場二階第二・第三会議室で、午前九時から午後四時(但し、土曜日は午前十一時)まで行いますので、お気軽にご利用ください。

確定申告のための説明会

所得税や住民税の申告書の書き方や税法の改正点などの説明会を開催いたしますのでご利用ください。

日時 2月9日(木) 13時30分～15時30分
場所 八日市場市公民館 3階大会議室

所得税出張相談

月 日	会 場	時 間
2月24日	八日市場市役所	9:30～16:00

譲渡所得税・贈与税出張相談

月 日	会 場	時 間
3月5・6日	光 町 役 場	9:30～16:00

税理士無料相談

月 日	会 場	時 間
3月2日	光 町 役 場	9:30～15:30

所得税相談・譲渡所得税・贈与税相談は2月16日から3月15日まで銚子税務署でも行っています。

申告は青色で 納税は振替で

基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額がそれぞれ一万円引き上げられました。

昭和五十八年分の所得税について基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額がそれぞれ一万円引き上げられました。これに伴い、同居特別障害者である控除対象配偶者に係る配偶者控除額、同居特別障害者である扶養親族に係る扶養控除額及び同居老親等に係る扶養控除額も一万円引き上げられることになりました。